

# 仕 様 書

## 1 貸借物品の名称及び数量

基幹業務システムサーバ 一式

## 2 調達概要

基幹業務システム（以下「システム」という。）は、本市下水道事業における会計関連業務を支援するシステムであり、9つのサブシステム（財務会計、財務活用、収入整理、固定資産整理、固定資産管理、資金管理、備品管理、企業債、連絡車予約）で構成されている。

このたび、令和7年1月31日をもって、現行サーバの借受期間が満了するため、新たなサーバの調達を行うものである。

## 3 規格（性能・仕様）及び数量内訳

別紙1（ハードウェア）・別紙2（ソフトウェア）のとおり

※ 本調達物品の性能・規格・仕様を満たす物品の例として「適合品」を示しているが、当該製品を指定するものではない。

※ 同等品にて参加する場合は、事前に「同等・規格確認書」にカタログ等、仕様書の規格を満たしていることがわかる書類を添えて提出し、担当課の確認及び署名を受けた後、入札書提出時に同等・規格確認書（原本）を合わせて提出すること。

### (1) サーバの選定にあたっての留意事項

ア サーバはメーカーが保証する製品であり、原則として最新モデルを納入すること。また、構成品の種類ごとに機種、バージョンを一致させること。

イ システムの移行を円滑に行うためには、調達するサーバ上でシステムが正常に動作し、かつ、下記(3)の性能目標等を達成することが前提となることから、サーバは確実な動作を保証する機種を選定すること。また、同等品で参加する場合は、本市の求めに応じて、当該製品の動作試験の結果を「同等・規格確認書」に添えて提出すること。

ウ サーバは容易な拡張（ハードウェア増設、ソフトウェア変更・増設）が可能な製品であり、かつ、マルチベンダー対応であること。

エ 本市が運用上、支障が生じないと認めたものを除き、サーバは日本語で処理できる製品であること。

オ サーバの説明書（マニュアル）は、原則として日本語で表記されていること。なお、日本語以外で表記されたものである場合は、本市の運用に支障が生じないように、日本語の簡易マニュアル等を納入すること。

カ サーバの設置及び運用にあたって必然的に必要な部品等（装置・接続部品等）は、本仕様書の記載有無によらず、貸借物品に含めること。

キ 貸借物品は、付属品等を含め、全て新品で構成すること。（中古品は不可）

ク 本調達にサーバ保守業務は含まないが、次の保守体制が確立されている製品であること。

※ サーバ保守業務は、別途、業務委託により調達を行う予定である。

(ア) 5年間、原則24時間365日、保守の提供を受けられる製品であること。

(イ) 障害等（ハードウェア、ソフトウェアを問わず、メーカーが保証する機能を果たさない状

態をいう。)の発生時において、復旧作業のため、2時間以内(交通障害等、客観的に不可能と判断される場合を除く。)に技術者を現場(機器設置場所)に派遣する出張修理サービスが受けられる製品であること。

(ウ) サーバ上で稼働するシステムに不具合が生じた場合、本市が契約する保守業者等と共同し、原因の切り分け及び原因特定に協力する専門技術者を速やかに派遣できる体制が整えられる製品であること。

(エ) 保守対応において、ハードウェアの軽易な移動ができる製品であること。

(3) システムの性能目標等について

ア 利用者数(想定) ・財務課職員: 20人(システム利用頻度: 高)  
・その他の職員: 250人(システム利用頻度: 中)

イ 最大同時接続数(想定) 50

ウ 稼働時間 6時00分~23時00分

※ 上記稼働時間外に実行するバックアップやバッチの処理時間を考慮する必要がある。また、サーバの再起動は、時刻設定による自動化を要する。なお、現行は、毎週月曜日の5時30分に自動で再起動を開始している。

エ データ容量

下記オのレスポンス性能を維持できるように、上記アの利用者数から想定されるデータ容量の増加を考慮し、データ容量を決定する必要がある。

オ レスポンス性能

業務の運用に支障が生じない性能とすること。

各サブシステム等の初期メニュー表示平均時間は下表のとおり。

| 業務名      | 時間(秒) | 業務名    | 時間(秒) |
|----------|-------|--------|-------|
| 基本選択メニュー | 1.4   | 固定資産管理 | 3.4   |
| 財務会計     | 4.8   | 企業債    | 4.2   |
| 財務活用     | 3.7   | 資金管理   | 3.3   |
| 収入整理     | 4.1   | 備品管理   | 3.5   |
| 固定資産整理   | 3.8   | 連絡車予約  | 1.0   |

カ バックアップ処理

フルバックアップ処理を、月曜日から金曜日まで毎日(休日も起動すること。)行い、日次5世代(月曜日~金曜日)、週次4世代(金曜日)を保管する必要がある。また、バックアップ処理は上記ウの稼働時間(及び再起動時間)外に開始し、終了する必要がある。なお、現行は23時00分から開始し、翌日3時00分頃に処理を終了している。

キ バックアップ媒体

バックアップ媒体(LTO)は、故障時又は媒体寿命時以外の交換が不要であること。

4 賃貸借期間

令和7年2月1日から令和12年1月31日まで(60か月)

5 納入期限

令和7年1月31日

## 6 納入、設置及び検査場所

札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号 札幌市下水道河川局庁舎

## 7 特記事項

### (1) 貸借物品の搬入及び設置

ア 搬入場所（仮置き）及び設置場所の詳細については、契約締結後、本市が指示する。また、サーバ設置後、システムの移行検証を行うため、本市担当者及び本市が別途契約する移行検証業務の受託者（以下「移行検証業務受託者」という。）と搬入時期及び搬入方法を調整すること。

イ 機器の搬入及び設置にあたっては、本市の業務並びに施設及び設備に影響が及ばないよう配慮するとともに、事前に搬入経路等について、本市担当者と協議すること。また、搬入及び設置の際は、庁舎内に養生を施し、不要な梱包材等は引き取ること。

ウ 機器の設置にあたっては、ラックの耐震対応を行い、そのうえでラッキングを行うこと。また、円滑に設置を行えるように、事前に設置環境の確認、調査を行うこと。

エ 設置の際は、サーバの各ハードウェア、電源コンセント、ネットワーク接続コンセント等の接続を行うこと。また、接続に必要な機材及びケーブルの調達、据付、配線、調整等を行うこと。

### (2) サーバの動作確認及びソフトウェアのセットアップ

ア 本市が指示した場所に設置後、サーバの動作確認を行うこと。確認の結果、動作不良が生じている場合は、速やかに原因を特定するとともに、不良品の交換等、問題を解決すること。

イ 正常動作を確認後、ソフトウェア（バックアップソフトを含む。）のセットアップを行うこと。なお、セットアップ後、システムの移行検証を速やかに開始できるよう、事前に本市担当者及び移行検証業務受託者とセットアップの方法等について調整すること。

ウ セットアップに必要な各種プロダクト製品のライセンスの取得及び登録は、受注者が本市に代行して行うこと。

### (3) 検査

ア 貸借物品を全て指定場所に搬入及び設置し、動作確認及びソフトウェアのセットアップを行い、本市担当者と受注者が立ち合いのもと、正常動作を確認したときを納入とする。

イ 受注者は、納入に際して次の書類を提出し、納品検査を受けること。

(ア) 納品書

(イ) 契約締結日以後に発行されたメーカー保証書

(ウ) ソフトウェアのライセンス証書

(エ) 機器等構成品一覧

(オ) 機器等の取扱説明書

(カ) 貸借物品に係る動産保険証の写し

### (4) 移行検証時の協力について

受注者は、システムの移行検証において性能目標等の達成に至らない場合、移行検証業務受託者等とともに、その解決に協力すること。また、その原因が受注者の機器選定等によることが明らか場合は、代替品の引渡しについて協力すること。

(5) 運用開始後の対応について

ア サーバ上でシステムの運用を開始した後、サーバのハードウェア構成に起因して障害が発生した場合は、受注者はその原因の究明及び解決に協力すること。

イ 受注者は、貸借物品のメーカーを問わず、メンテナンス等の対応窓口となること。

(6) 賃貸借期間満了後の対応について

ア 賃貸借期間の満了後は、受注者の負担により貸借物品の撤去を行うこと。

イ 貸借物品の搬出にあたっては、本市の業務並びに施設及び設備に影響が及ばないよう配慮するとともに、事前に搬出経路等について、本市担当者と協議すること。また、搬出の際は、庁舎内に養生を施し、必要な梱包材等を準備すること。

ウ 賃貸借期間満了後におけるリース物品の買取り又は再リースについて、本市及び受注者は協議することができるものとする。

(7) その他

ア 契約締結後、速やかに任意の様式にて「納品計画」及び「搬入・設置作業等の連絡先」を記載した書類を提出すること。

イ 受注者は、本市からの要請があった場合、機器の操作説明を行うこと。

ウ ミドルウェアのライセンス数等が、選定するハードウェアへの依存により変動する場合は、あらかじめ本市の承認を受けたうえで、必要数を提供すること。

エ サーバの更新に伴うシステムの円滑な移行を達成するため、受注者は、納入前に本市担当者及び本市が契約する保守業者と十分に協議及び調整を行うこと。

オ 受注者は、契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、商習慣上一般的事項については、本市担当者と協議のうえ、その指示に従うこと。

カ 貸借物品の搬入及び設置等の際、本市に損害を与えた場合は、受注者の負担により現状復帰すること。また、運搬中に貸借物品に損傷が生じた場合は、受注者の負担により、速やかに良品と交換すること。

キ 不良品の交換に伴って生じる費用は、受注者の負担とする。

ク 本調達に要する一切の費用は、契約金額に含めるものとする。